

受付番号	
------	--

罹 災 証 明 申 請 書

伯耆町長 様

令和 年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな)
	氏 名

窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住 所
	電話番号
	(ふりがな)
	氏 名
	申請者との関係

罹災の原因	令和8年1月6日の島根県東部を震源とする地震による
-------	---------------------------

被災住家※の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)	鳥取県西伯郡伯耆町
--------------------------------	-----------

※ 住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	地震による住家の被害(被害の箇所は下記のとおり)
	☐屋根 ☐柱(又は耐力壁) ☐床(階段含む) ☐外壁 ☐内壁 ☐天井 ☐建具 ☐基礎 ☐設備 ☐その他()

写真による被害区分 の判定(※)	☐ 希望する(写真を添付)
	☐ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による「一部損壊のうち「5%未満」の判定を行う場合

※ 添付された写真から被害の程度が判定できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

住家に関する情報の 内部利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。
	☐ 確認しました

事務処理欄

証明書発行	台帳入力	現地調査	写 真	処理番号